



市からの連絡帳

届け出・年金など

旧市の印鑑登録証から西東京市民カードへ引き換えできます

田無市印鑑登録証・保谷市印鑑登録証を、西東京市民カードと引き換えることができます。暗証番号を登録すると、市内7カ所に設置された住民票等自動交付機を利用できます。印鑑登録者本人が窓口で申請をしてください。代理人が申請する場合は、代理人選任届(委任状)が必要です。※暗証番号を登録している「ほうや市民カード」をお持ちの方は、住民票等自動交付機を利用できます。

◆暗証番号について

暗証番号をお忘れの場合は、暗証番号変更手続きができます。また暗証番号を登録していない西東京市民カード・ほうや市民カードをお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。いずれの場合も本人が窓口で申請をしてください。

◆引き換え手続きと暗証番号変更・登録手続き

市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階・各出張所)

①西東京市民カード・ほうや市民カード・田無市印鑑登録証・保谷市印鑑登録証のいずれか

②申請者の本人確認ができるもの

※②の種類により手続きの流れが以下の通り異なります。(1)運転免許証・旅券・住民基本台帳カードなど、官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証・資格証明書などで本人確認をした場合…即日完了 (2)保険証や年金手帳など(1)以外で本人確認した場合…即日では完了しません。申請すると本人宛てに照会書を郵送しますので、届いたら再度来庁して手続きをしてください。

◆市民課(☎042-460-9820)

☎(☎042-438-4020)

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の全額免除や一部免除、若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けると、保険料の全額を納めた場合と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。

このような場合、過去10年以内に承認された免除や猶予については追納をすることで老齢基礎年金額を増やすことができます。

※一部免除については納めるべき一部の保険料を納付している必要があります。※追納は免除や猶予を承認された期間のうち、より古い保険料から納める必要があります。

※国民年金保険料の免除や猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過した期間に応じた加算額が上乗せされます。

国民年金保険料を追納する場合には納付書が必要となります。追納の申し込みや制度に関することは武蔵野年金事務所へお問い合わせください。

☎武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

◆保険年金課☎

(☎042-460-9825)

介護保険負担限度額認定証の更新

平成24年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、6月30日(日)です。7月以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

平成24年度に認定されている方には申請書を送付しました。必要事項を記入のうえ、7月中旬に手続きをしてください。

◆高齢者支援課☎

(☎042-438-4030)

子育て

幼稚園児などの保護者へ補助金

「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」および「就園奨励費補助金」の申請を受け付けます。

☎西東京市に住民登録をしている3～5歳児(平成19年4月2日～平成22年4月1日生まれ)を幼稚園などに通園させている保護者。また、満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者。

◆申請方法

①市内の幼稚園などに通園の場合

幼稚園などから配布される補助金交付申請書に必要事項を記入し、指定された日までに幼稚園などへ提出。

②市外の幼稚園などに通園の場合

幼稚園などから配布される補助金交付申請書に必要事項を記入し、印鑑を持参のうえ、子育て支援課(田無庁舎1階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)へ提出。※6月下旬までに幼稚園などから補助金交付申請書が配布されない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

☐受付期間 7月1日(月)～5日(金)午前9時～午後5時

☐添付書類

◇生活保護受給世帯…生活保護受給証明書

◇平成25年1月2日以降西東京市に転入した方…平成25年度課税証明書

◇平成25年1月1日現在海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書(平成24年1月1日～同年12月31日に支払われた給与などの支払証明書)

◆子育て支援課☎(☎042-460-9841)

暮らし

防犯活動経費の一部補助

市では、市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助しています。

☎市に防犯活動団体として登録している団体 ☐補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分1以内で、1団体の上限額は20万円(申請多数の場合補助金額の減額調整あり)

☐受付期間 6月24日(月)～7月5日(金) ※詳しくは下記へお問い合わせください。

◆危機管理室☎(☎042-438-4010)

防災市民組織補助金説明会と防災隣組事業

防災市民組織に対し、活動に必要な備品・用具の購入費用の一部を補助する制度があります。この制度について、今年度の補助金実施要領を説明します。また、説明の前に東京都職員による「防災隣組事業」についての話がありますので、防災市民組織の方、新規に組織を結成したい方のほか、一般の方もご参加ください。

時・場 7月3日(水)・防災センター6階

①防災隣組事業について…午後7時～7時30分

②補助金説明会…午後7時30分～8時(予定)

◆危機管理室☎(☎042-438-4010)

〈お詫びと訂正〉

市報6月1日号の6面「平成24年度下半期の予算執行状況をお知らせします」の記事に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。

「財産の状況」のうち「基金の内訳」の表中、基金名「振興基金」の現在高

(正)2,830万円 (誤)2,830円

◆財政課☎(☎042-460-9802)

本庁舎の整備について検討を進めています

公共施設の適正配置等に関する取り組みとして、本庁舎の統合整備に向けた検討を進めています。

今後、本年2月に作成しました本庁舎整備基礎調査報告書についての説明

と皆さんからのご意見を伺う機会として説明会の開催を予定しています。

説明会の日時などが決まりましたら、市報や市HPでお知らせします。

◆企画政策課☎(☎042-460-9800)

固定資産税が減額されます

住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

☐減額を受けられる要件

①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である ※基準額が変更になりました。

平成25年3月31日以前に工事契約をし改修工事をした場合は、従前どおり改修工事が30万円以上で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

☐減額される期間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

☐必要書類

①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②耐震改修工事証明書 ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し ④平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事費用が30万円以上50万円以下の場合、工事契約日の確認ができる書類

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

☐減額を受けられる要件

①65歳以上の方または要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)

②平成19年4月1日～平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う

③改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ④平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である(補助金などを除く自己負担額)

※基準額が変更になりました。平成25年3月31日以前に工事契約をし改修工事をした場合、従前どおり改修工事が30万円以上(補助金などを除く自己負担額)で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

☐必要書類

①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②改修工事の内

容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真等)およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し ③納税義務者の方の住民票の写し ④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類 (1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者が障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類 ⑥平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事費用が30万円以上50万円以下(補助金などを除く自己負担額)の場合、工事契約日の確認ができる書類

◆一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

☐減額を受けられる要件

①平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行う ②改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ③平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

※基準額が変更になりました。平成25年3月31日以前に工事契約をし改修工事をした場合、従前どおり改修工事が30万円以上で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。 ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

☐必要書類

①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し ④納税義務者の方の住民票の写し ⑤平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事費用が30万円以上50万円未満以下の場合、工事契約日の確認ができる書類

◆一定の熱損失防止改修工事とは

窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

◆資産税課☎(☎042-460-9830)